

求められる日本語教育人材と 文学部日本語教師養成課程について

馬 場 良 二

1. 発端

1981年に出入国管理令の一部が改正、在留資格に「本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得しようとする者」の文言が追加され、外国人研修制度が創設された。その後、1983年には、当時の総理大臣、中曽根康弘が「21世紀のための友情計画」を提唱し、ASEAN諸国を歴訪（5月）、2000年までに諸国の青年1万人を招聘することを約束してきた。そして、翌1984年、「青年招へい事業」（現「青年研修事業」）が開始され、2017年までに44,268名¹が来日している。実施主体は、独立行政法人JICA（国際協力機構²）である。

一方、1983年8月には、「21世紀への留学生政策懇談会³」が「21世紀への留学生政策に関する提言」（21世紀への留学生政策懇談会、1983）をまとめ、「21世紀を望む日本にとって、留学生政策は、その文教政策、対外施策の中心に据えてしかるべき重要課題の一つである」とし、「留学生のための特別コースの推進」、「私学における留学生受け入れの促進」、「開発途上国関係の国際協力プロジェクトへの対応」、「留学生宿舎の整備」などとともに「留学生に対する日本語教育の改善」の必要性を内閣総理大臣と文部大臣に報告している。

この提言を受けて、「留学生問題調査・研究に関する協力者会議」（会長は、川野重任・日本国際教育協会理事）は、1984年6月に「21世紀への留学生政策の展開について」を文部省に報告した。この報告で、初めて、「2000年に向けての10万人の留学生受け入れ」という具体的な数字が示された。そして、翌1985年5月30日には、文部省学術国際局長から各機関に宛て、「日本語教育施策の推進に関する調査研究会」の報告書「日本語教員の養成等について」が送付された。この報告書は、「海外における日本語学習者の増加に伴い相当数の海外の日本語教員の養成や研修も我が国で行われると考えられることから、今後計画的に日本語教員養成機関の整備・充実を図る必要が

ある」とし、日本語教員養成のための標準的な教育内容（表1）を明示した。

表1 日本語教員養成のための標準的な教育内容

日本語教員に必要な知識・能力	一般の日本語教員養成機関	大学の学部 日本語教育 副専攻	大学の学部 日本語教育 主専攻	大学院修士 課程 Aコース Bコース ^{iv}
1-(1) 日本語の構造に関する体系的、 具体的な知識 (科目名例示) 日本語学(概論、音声、 語彙・意味、文法・文体、文字・ 表記)	150 時間	10 単位	18 単位	4 単位 11 単位
1-(2) 日本人の言語生活等に関する 知識・能力 (科目名例示) 言語生活、日本語史	30 時間	2 単位	4 単位	4 単位 2 単位
2 日本事情	15 時間	1 単位	4 単位	
3 言語学的知識・能力 (科目名例示) 言語学概論、社会 言語学、対照言語学、日本語学史	60 時間	4 単位	8 単位	7 単位 5 単位
4 日本語の教授に関する知識・能力 (科目名例示) 日本語教授法、 日本語教育教材・教具論、実習	165 時間	9 単位	11 単位	9 単位 10 単位
合計	420 時間	26 単位	45 単位	24 単位 28 単位

阪田雪子（1987）より

既存の日本語日本文学科のカリキュラムに、「4 日本語の教授に関する知識・能力」の科目が加えられれば、成立するであろうことがわかる。

2. 「文学部日本語教師養成課程」の開設

そして、文学部は、表1に基づき、1988年に、副専攻課程として「日本語教育課程」を設置した。当時のカリキュラムが表2「文学部日本語教育課程」である。課程設置当初は、開設単位32単位のうちの「4 日本語の教授に関する知識・能力」14単位は、取得しても卒業要件とはならなかった。

表2 文学部日本語教育課程

教育内容	関連科目	単位	備考
1-1 日本語の構造に関する体系的・具体的な知識	日本語学概論 日本語学演習 文章表現 日本文法	4単位 2単位 2単位 4単位	12単位開設 10単位必修
1-2 日本人の言語生活等に関する知識・能力	日本語史	4単位	4単位開設 4単位必修
2 日本事情	日本文化論	4単位	4単位開設 4単位必修
3 言語学的知識・能力	対照言語学	4単位	4単位開設 4単位必修
4 日本語の教授に関する知識・能力	日本語教授法Ⅰ 日本語教授法Ⅱ 日本語教授法Ⅲ 日本語教育実習	4単位 4単位 4単位 2単位	14単位開設 10単位必修
合計			38単位開設 32単位必修

1999年度から、演習と特殊研究が設けられ、これらを履修して卒業論文を書けば、日本語教育を「主専攻」として卒業できるようになった。副専攻は、講義科目だけで、日本語教育、教授法について知ることが目的であり、主専攻は、実習、演習、卒業論文を通して、自ら考えることのできるプロの教師を養成することが目的である。

3. 新しい教育内容

2000年3月30日に、「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議¹⁾」から報告書「日本語教育のための教員養成について」が公にされた。

その「はじめに」は、「国際化が進展しつつある中、国内外の日本語学習者の増加や多様な学習需要に対応し、日本語教員の活躍する場も現在多様化している」ことを指摘、1985年に出された「日本語教員養成のための標準的な教育内容」に触れ、「日本語学習者の多様な学習需要や日本語教育を取り巻く状況を踏まえたとき、その内容の改善等の必要性が指摘されている」としている。そして、「画一的な「標準的な教育内容」ではなく、「基礎から応用に至る選択可能な教育内容²⁾」を示し、「日本語教育機関においては、そこに示された教育内容を基に、教育目的や学習者のレベル等の属性に応じていろいろな組み合わせをし教育課程が編成できるようにする」、そして、「どのような教育課程を編成するかは、今回新たに示す教育内容を参考としてそ

それぞれの日本語教員養成機関の自主的な判断に委ね」とある。

「日本語教員養成において必要とされる教育内容」には、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の5区分が設けられ、各区分には、さらに3～4の下位区分が設けられている。例えば、区分「社会・文化・地域」には、「世界と日本」、「異文化接触」、「日本語教育の歴史と現状」の下位区分が設けられていて、このうちの「世界と日本」には、「キーワード」として「世界史／日本史／文学／芸術／教育制度／政治／経済／貿易外交／人口動態／労働政策／日本的経営／グローバルスタンダード／社会習慣／時事問題……」が挙げられている。表に掲げられた事項は、多種多様、あらゆるものを網羅しようとしているが、これらすべてを教育課程に盛り込むことを要求してはおらず、「各大学等の教育目的がより一層実現しやすいようにする³⁴⁾」とある。

本学の日本語教師養成課程には、卒業論文を書かない「日本語教育課程」（副専攻課程）と、論文が必修の「日本語教育分野」（主専攻課程）とがある。この二つを、前者は、日本語教育について知ることのできる講義だけの課程、後者は、論文まで書く本格的な課程と位置づけ、2000年の「日本語教育のための教員養成について」を参考に、2002年から変更、現在は、「日本語教育課程」のカリキュラムは、表3のようになっている。

表 3 日本語教育課程カリキュラム

目的	科目	開講単位数	必要単位数	開講学年
日本語の教授に関する知識と能力の養成	日本語教授法 I～IV	2単位×4	8単位	1年前期～2年後期
言語分析の基礎	言語基礎論	2単位	2単位	1年後期
日本語の分析能力の養成	日本語学概論 I 現代日本語の分析	2単位 2単位	4単位	1年前期 2年後期
文学に関する知識の獲得	文学関連の科目		4単位	
外国語能力の養成	専攻以外の外国語		4単位	
合計			22単位	

「日本語教授法 I」では、日本語を中心とした音声学（音声言語）、「II」では、表記、品詞論、文法などの書記言語をとりあげ、「III」、「IV」では、初級、中級の指導案を作成する。「日本語教授法 I～IV」は、すべて、文学部共通科目となっており、卒業単位になる。「言語基礎論」は選択必修科目の一つであり、「日本語学概論 I」と「現代日本語の分析」は、日本語日本文学科

の学生にとっての必修、英語英米文学科の学生にとっての学部共通科目である。「文学関連の科目」と「専攻以外の外国語」は、文学部の学生全員が履修するものであり、「日本語教育課程」の履修は、単位取得の負担が大きくない。

「日本語教育分野」には、「日本語教育評価法」と「日本語教育教材研究」（以上、3年前期に隔年開講）「演習」と「特殊研究」（以上、通年）、そして、卒業論文が課される。「評価法」では、理論の講義とテストの作成とが、「教材研究」では既存の教材の分析と実際の作成とが行われる。「演習」は2年次から3年間、「特殊研究」は3年次から2年間履修可能である。前者の授業内容は、国内外の教育機関での教育実習^{viii}の準備と実施、そして、振り返りであり、後者は、日本語学習者の書いた作文の誤用分析と卒論指導である。

文化審議会国語分科会(2019a)の24頁には、**表1**として「日本語教師【養成】」に求められる資質・能力が「知識」、「技能」、「態度」の三つに分けて、挙げられている。「技能」には、「日本語教育プログラムのコースデザイン・カリキュラムデザインを踏まえ、目的・目標に沿った授業を計画することができる」、「学習者の理解に応じて日本語を分かりやすくコントロールする能力を持っている」など10項目があり、「態度」には「日本語だけでなく多様な言語や文化に対して深い関心と鋭い言語感覚を持ち続けようとする」、「異なる文化や価値観に対する興味関心と広い受容力・柔軟性を持ち、多様な関係者と連携・協力しようとする」など7項目がある。国内外の実習では、実習生同士が力を合わせ、学習者や教育機関の教職員と密接な協力関係を築かなくてはならないし、作文の誤用分析では、学習者の言語体系や文化背景まで調査、学習しなくてはならない。実習は3年間、誤用分析は2年間継続することにより、日本語教師【養成】に求められる「技能」、「態度」のすべてが、十分に涵養される。

そして、何より大切なのが「何とかする力」（馬場良二、2006）だ。実習先の小学校の教室では、まず、子どもたちがじっとしていない、彼らの日本にいる理由も様々だ、海外においては、ホワイトボードの文字が消しても消えない、黒板にマグネットがつかない、コピー機の性能が悪くて、配布したプリントの文字が読めない、さらには、指定された時間に教室へ行っても学生がいなくて、昨日聞いた時間割が登校したら変わっていた、など、不測の事態がいくらかでも起きる。多様なニーズに対応する「何とかする力」、この力は、教室で聞く講義ではなく、現場における実践によってこそ養成される。

4. そして、今とこれから

文化審議会国語分科会（2019a）「はじめに」には、「提示以来、既に18年

が経過している「平成12年教育内容⁸⁾」についても、様々な課題が指摘されている」とある。各日本語教育人材養成機関の裁量を重視したため、質が落ちたということだ。

「外国人の受入れ拡大」が日本政府の方針となり、「はじめに」には、「外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションできる環境」と「日本語教育人材には、外国人に関わる多様な分野・立場の方に日本語教育の必要性を含め、言語・文化の相互尊重を前提とした、社会とのつながりを構築していく力」とが必要だと主張している。

文化審議会国語分科会(2019b)を見ると、「平成31年4月1日に発足する第19期日本語教育小委員会に審議を引き継ぐに当たり、これまでの審議経過の概要をとりまとめた」として、「1. 現状と課題」に「在留外国人の増加に伴う日本語学習ニーズの拡大が見込まれることから、日本語教育を担う日本語教師の量的拡大及び質の確保が重要な課題となる」、「2. 基本的な考え方」の「(1) 趣旨・目的」に「○質の高い日本語教師を安定的に確保するため、日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組みが必要である。○判定の仕組みとして、日本語教師としての資質・能力を証明するための「資格」を整備する」と続いている。日本語教育界が長年待ち望んでいた、教師の資格化が目前である。

日本政府は、大きく舵を切り、日本語教育環境の整備と日本社会の変革とを急いでいる。そこに提示されたのが、文化審議会国語分科会(2019a)であり、最新のカリキュラム「教育課程編成の目安」である。

この「目安」には、日本語教師【養成】、日本語教師【初任】、日本語教育コーディネーター研修の三つがあり、本学部日本語教師養成課程⁹⁾が参照すべきは、日本語教師【養成】のうちの表24「大学における26単位以上の日本語教師養成課程(1)¹⁰⁾」である。

資格化を視野に入れ、表1「日本語教師【養成】に求められる資質・能力」の「知識」は、これを体験から身に着けるのではなく、授業で講ずることが求められている。「知識」には11項目がある。このうち、「日本語教育プログラムやコースにおける各科目や授業の位置付けを理解し、様々な環境での学びを意識したコースデザインを行う上で必要となる基礎的な知識を持っている」、「日本語教育の目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている」は、「日本語教授法Ⅲ、Ⅳ」で講じられ、「演習」内の教育実習で実践、体験する。しかし、「外国語に関する知識、日本語の構造に関する知識、そして言語使用や言語発達、言語の習得過程等に関する知識を持っている」、「個々の学習者の来日経緯や学習過程等を理解する上で必要となる知識を持っている」、「外国人施策や世界情勢など外国人や日本語教育を

取り巻く社会状況に関する一般的な知識を持っている」、「国や地方公共団体の多文化共生及び国際協力、日本語教育施策に関する知識を持っている」は、「演習」での指導案作成、そして、振り返りの時、また、作文の誤用分析の際に、詳しく触れるものの、科目としては、存在しない。「異なる文化背景を持つ学習者同士が協働し、主体的に学び合う態度を養うための異文化理解能力やコミュニケーション能力を育てるために必要な知識を持っている」であれば、現在、日本語教育分野のカリキュラムに入っていない「異文化コミュニケーション論」でカバーできるかもしれない。

5. 本学部の日本語教師養成課程の今とこれから

学部卒業時点で教壇に立てる教師、「何とかする力」を身に着けた日本語教育人材の養成を目指して、努力してきた。日本語教育の専門家が一人しかいない中、講義と実践とを組み合わせ、最善の方法を編み出した。課程の科目を絞り込み、履修者の自学自習を奨励、教育実習での実践を充実させた。しかし、「資格化」の視点から見ると、本学部の課程は、職人養成に近い。知識を「教える」より、自ら「学ぶ」が中心だからだ。

文化庁は、課程をささえる体制を機関に求め、「大学における 26 単位以上の日本語教師養成課程」を満たす科目編成を要求している。資格化に対応するかしないか、対応するなら、体制構築から始めねばならない。本学部の日本語教師養成課程は、大きな岐路に立たされている。

参考文献

1. 阪田雪子（1987）「大学における日本語教員の養成について」『文部時報』第 1323 号、1987 年 5 月
2. 21 世紀への留学生政策懇談会（1983）「21 世紀への留学生政策に関する提言について」文部省『文部時報』第 1277 号、1983 年 10 月
3. 日本語教育施策の推進に関する調査研究会（1985）「日本語教員の養成等について」文部省、1985 年 5 月
4. 日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議（2000）「日本語教育のための教員養成について」2000 年 3 月
5. 馬場良二（2002）「熊本県立大学文学部日本語教育課程の教育実習について」第 22 回大学日本語教員養成課程研究協議会大会発表資料
6. 馬場良二（2004）「熊本県立大学文学部日本語教育課程について」『国文研究』第 49 号、熊本県立大学日本語日本文学会

7. 馬場良二 (2006) 「大学日本語教員養成課程における日本語教育実習のあり方をめぐる調査——教育実習の授業——熊本県立大学の場合——」『日本語教員養成における実践能力の育成と教育実習の理念に関する調査研究』2004-2005年度科研(B)研究成果報告書
8. 馬場良二 (2007) 「今、日本語教師養成課程にできること」『大学日本語教員養成課程研究協議会 論集』
9. 文化審議会国語分科会 (2018) 「日本語教育人材の養成・研修のあり方について(報告)」2018年3月
10. 文化審議会国語分科会 (2019a) 「日本語教育人材の養成・研修のあり方について(報告案)改訂版」2019年3月
11. 文化庁文化部国語課 (2008) 「日本語教育関連データ集」2008年3月
12. 文部省学術国際局留学生課 (1984) 「21世紀への留学生政策の展開について」『文部時報』第1289号、1984年10月
13. 山崎恵 (2019) 「日本語教師の仕事と役割再考——日本語教員養成のこれまでとこれから——」『姫路獨協大学外国語学部紀要』第32号

以下、2019年5月10日、URL取得。

14. 「出入国在留管理庁在留資格一覧表」
出入国在留管理庁 <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/qaq5.pdf>
15. 文化審議会国語分科会 (2019b) 「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方(案) - 第18期日本語教育小委員会における審議経過の概要 -」
2019年2月
文化庁 http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo/nihongo_92/pdf/r1413911_01.pdf
16. 「平成30年度行政事業レビュー説明資料 青年研修事業」
外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000370053.pdf>

i 独立行政法人 JICA https://www.jica.go.jp/topics/news/2014/20150217_01.html を参照。

ii 2003年に名称変更。旧政府特殊法人 JICA (国際協力事業団)。

iii 中曽根の指示を受けて、1983年6月に設置。座長は、川野重任・日本国際教育協会理事長、他に、牛尾治朗・ウシオ電機会長、大来佐武郎・国際大学長、木田宏・国立教育研究所長、中根千枝・東京大学教授。

iv Aコースは、学部で日本語教員養成主専攻課程を修了した者、Bコースはそれ以外を対象とする。

v 座長は、水谷修・名古屋外国語大学教授・社団法人日本語教育学会会長、座長代理は、西原鈴子・東京女子大学教授、その他、協力者 11 名。

vi 日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議「日本語教育のための教員養成について」2000 年 3 月、の表「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を参照。
(http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_suishin/nihongokyoiku_yosei/pdf/nihongokyoiku_yosei.pdf)。

vii 「教育目的」は、もちろん、各機関の事情によっても「実現しやすいように」なっている。日本語教育学科で専門家を多数擁する大学と、本学のように 1 人しかいない大学では、自ずとカリキュラムがことなってくる。

viii ここ数年、韓国の祥明大馬校からとインドネシアのブラウイジャヤ大学からの短期研修団への学内での日本語教室の企画と運営、市内の黒髪小学校での日本語支援を必要とする子供たちへの教室の企画と運営、そして、韓国の祥明大馬校、中国の広西大学と広西師範大学、インドネシアのブラウイジャヤ大学、英国オックスフォード大学、米国ブッカー・T・ワシントン高校での授業の設計と実施をしている。

ix 日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議（2000）の表「日本語教員養成において必要とされる教育内容」のこと。

x 「日本語教育課程」と「日本語教育分野」とがあり、前者は、本学部における副専攻課程、後者は、主専攻課程である。文化審議会国語分科会（2019a）の示すカリキュラムに近いのは、後者の主専攻課程であり、前者は、対象外である。

xi [表 25](#)「大学における 26 単位以上の日本語教師養成課程（2）」もあるが、カバーすべき内容は、「(1)」と同じ。また、[表 27](#)「大学における 45 単位以上の日本語教師養成課程（主専攻）」もあるが、これは、「日本語教育学科」を想定したもので、本学部の養成課程との比較は行わない。